

特記仕様書（記載例）

第〇〇条 ワンデーレスポンスについて

- 1 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事とする。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答を、原則「その日のうち」に回答する仕組みである。
- 2 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は適宜監督職員に報告するものとする。
- 3 実施に当たっては、「岐阜市ワンデーレスポンス実施要領」（平成 26 年 3 月 31 日 決裁）に基づき実施するものとする。